

●用語の解説

【あ行】

・赤潮（あかしお）

浮遊生物の異常繁殖により海水が赤褐色になる現象をいいます。酸素不足、有害物質分泌等により、魚介類に大被害を与えます。

・アクションプラン

都道府県構想において、人口減少等を踏まえた各種污水处理施設による整備区域の適切な見直しを行い、今後 10 年程度を目途に污水处理の概成（地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種污水处理施設の整備が概ね完了すること）を目指した各種污水处理施設の整備に関する計画のこと。

・インフラ

社会基盤のことをいう。港湾、水路、鉄道、自動車道路、空港、通信施設などの交通・通信施設、発電所などの動力・エネルギー施設や上下水道等を指す。

・埋戻し材（うめもどしざい）

管渠工事等で掘削した箇所を埋戻すときに使用する土のこと。

・雨水管理総合計画（うすいかんりそうごうけいかく）

下水道による浸水対策を実施する上で、当面・中期・長期にわたる、下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定めるもの。

・栄養塩類（えいようえんるい）

生物が生活を営むのに必要な無機塩類のこと。海域・湖沼では、窒素・リン等の無機塩類があげられます。

・污水处理施設（おすいしょりしせつ）

下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の污水の処理を行う施設です。

・污水处理人口普及率（おすいしょりじんこうふきゅうりつ）

下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント等（コミプラ）の污水处理施設による処理人口の合計値が総人口に占める割合を示したものです。

・温室効果ガス（おんしつこうかがす）

太陽放射に対しては比較的透明で、地表面からの赤外線放射に対しては不透明な性質をもった気体のことをいいます。主なものには二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、各種のフロンがあ

ります。

- **O J T : On the Job Training (オンザジョブトレーニング)**

実際の職場において、業務を通じて行う教育訓練のこと。

- **汚濁負荷量 (おだくふかりょう)**

汚濁物質の濃度と流量を掛け合わせた量をいいます。

- **汚泥リサイクル率 (おでいりさいくるりつ)**

下水汚泥発生重量ベースで、最終的にリサイクルされたものの割合。

【か行】

- **外水位 (がいすい)**

海岸における護岸または河川における堤防の外側の水位のことをいいます。

- **改築 (かいちく)**

排水区域の拡張等に起因しない対象施設の全部または一部（修繕に該当するものを除く）の再建設あるいは取り替えを行うことです。

- **合併処理浄化槽 (がっぺいしよじょうかそう)**

し尿と生活雑排水を個別に処理する施設です（環境省所管）。

- **環境基準 (かんきょうきじゅん)**

環境基本法により、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものである。

環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするものである。また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいものである。

- **幹線管路 (かんせんかんろ)**

下水道により整備される管渠において、下水道法施行令第5条第2号及び第3号に規定する国土交通省令で定める主要な管渠を指す。

主要な管渠とは、下水排除面積が20ha（その構造の大部分が開渠のものにあたっては、10ha）以上の管渠である。

- **管路腐食（かんろふしょく）**

下水中の硫酸イオンに起因する硫酸塩還元菌と硫黄酸化細菌の代謝による化学的侵食により下水管路（特にコンクリート性管路）が劣化すること。

- **管更生（かんこうせい）**

老朽化した下水管渠の中に、新しい下水管渠を構築すること。反転工法や形成工法等様々な工法があり、下水管渠を取り替える場合と比べ路面の掘削を伴わないことから、交通規制等が少なく済む。

- **緊急輸送路（きんきゅうゆそうろ）**

地方防災計画において指定された輸送路をいいます。

- **計画降雨強度（けいかくこううきょうど）**

降雨確率年における降雨強度（mm/h r）のこと。実験式や合理式による算定される。降雨確率年とは、ある強度の降雨が何年に一度の確率で起きるとする場合の年数。下水道の雨水排水計画では5～10年が一般的である。

- **下水汚泥（げすいおでい）**

下水処理の各工程から発生する汚泥をいいます。

- **下水道（げすいどう）**

下水（汚水及び雨水）を排除するために設けられる排水管、排水渠、その他の排水施設、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設、又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体。

- **下水道施設（げすいどうしせつ）**

下水（汚水及び雨水）を排除するために設けられる排水管、排水渠、その他の排水施設、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設、又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設のこと。

- **下水道処理人口普及率（げすいどうしよりじんこうふきゅうりつ）**

行政区域内の総人口に占める処理区域内人口の比率をいい、百分率で表します。

- **県総量規制値（けんそうりょうきせいち）**

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3等の規定により、化学的酸素要求量にあっては瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項に規定する区域のうち山口県の区域について、窒素又はリンの含有量にあっては水質汚濁防止法第4条の2第1項に規定する地域のうち山口県の区域について、平成18年11月21日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びリン含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）に定められた削減目

標量を達成するため、必要な事項を定めるもの。

- **嫌気性硝化（けんきせいしょうか）**

酸素の存在しない（嫌気性）条件下で行われる有機物の生物分解をいう。汚泥中の有機物は、嫌気性細菌の働きにより酸性発酵期、酸性減退期、およびアルカリ発酵期を経て分解される。

- **下水道事業継続計画（げすいどうじぎょうけいぞくけいかく）**

下水道事業継続計画（下水道BCP）とは、災害発生時に「下水道事業を継続すること」、また「事業が中断しても可能な限り早期に復旧すること」を目的として策定した計画であり、下水道の処理機能が停止するような被害を受けた場合の「より早い機能回復」と「被害の最小化」を図るための行動計画を定めたもの。

- **好気タンク（こうきたんく）**

下水処理における生物反応タンクにおいて、活性汚泥（微生物を含んだ泥）と下水の混合液を空気に接触させるタンクのこと。

- **公共下水道（こうきょうげすいどう）**

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの（下水道法第2条第3号）と定義されています。

- **公共用水域（こうきょうようすいいき）**

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他の公共の用に供される水域と、これに接続する公共溝渠、灌漑用水路その他公共の用に供される水路のこと。

- **更新（こうしん）**

老朽化した施設や設備の機能を回復させるため、標準的な耐用年数に達した対象施設について再建設あるいは取り替えを行うことです。

- **高度処理（こうどしより）**

下水処理において、通常の有機物除去を主とした二次処理で得られる処理水質以上の水質を得る目的で行う処理です。

有機物を二次処理よりさらに除去する目的で行う高度処理のほか、閉鎖性水域における富栄養化対策として、栄養塩類を削減する目的で行う高度処理等があります。

- **高度処理人口普及率（こうどしよりじんこうふきゅうりつ）**

行政区域内の総人口に占める高度処理区域内人口の割合です。

- **高齢化（こうれいか）**

国際連合では、高齢人口比率（65歳以上高齢人口の占める割合）が7%以上となった社会を「高齢化社会」、14%以上となった社会を「高齢社会」と定義しています。

- **コミュニティ・プラント（こみゅにてい・ぷらんと）**

新規に造成される団地や既存の集落等、定住地域等でし尿や生活雑排水を処理する施設で、地方公共団体が廃棄物処理施設整備事業により設置するもの（環境省所管）。

- **コンポスト（こんぽすと）**

緑農地利用のため、下水処理から発生した汚泥を脱水し、脱水ケーキを好気性発酵させ安定化したもの。

【さ行】

- **COD（しーおーでい）；Chemical Oxygen Demand（化学的酸素要求量）**

水中の被酸化性物質が一定条件のもとで、酸化剤によって酸化されるに要する酸素量をいいます。水の有機物質による汚濁の指標に用いられます。

- **市街地（しがいち）**

家屋や商業施設が密集した地域のこと。

- **少子高齢化（しょうしこうれいか）**

出生率が低下する一方で、平均寿命が伸びたことによって、人口全体に占める子供の割合が低下し、高齢者の割合が高まること。

- **下関市総合計画（しものせきしそうごうけいかく）**

下関市が将来に目指す市民生活や地域社会のすがたを分かりやすく示し、その実現にあたっての必要な施策を定めた計画で、平成27年度から10年間を展望したまちづくりの基本理念及び将来像の実現を図るための施策体系を示す「基本構想」と、平成31年度までの各行政分野の具体的施策を示した「基本計画」と「実施計画」からなる第2次下関市総合計画を指す。

- **集落排水（しゅうらくはいすい）**

農業振興地域における農業用排水の水質保全、機能維持を図ることを目的に、原則として処理対象人口おおむね1,000人程度に相当する規模以下を単位として計画、施工する事業です。また、漁港法により指定された漁港の背後集落を対象とした漁業集落排水事業、森林法により指定された森林整備市町村もしくは林業振興地域等の区域を対象とした林業集落排水事業があります。

- **消化ガス（しょうかがす）**

汚泥嫌気状態に保たれた下水汚泥は汚泥中の微生物の働きにより分解・安定化され、液化及び

ガス化する。このとき発生するメタンを主成分としたガスのこと。

- **浸水（しんすい）**

大雨により地域、家屋などが水につかる現象で、地域についてはその面積、家屋については床上、床下の浸水戸数で表現する。

- **重要幹線（じゅうようかんせん）**

法河川、軌道、重要な道路を占用する管渠で、被災時に周辺への二次災害を誘発する恐れがある管路。また、管理者との協議で必要なレベルの耐震設計を指示され幹線、地域防災対策上必要と定められた施設から処理場に接続する管渠で、下水道管理者が必要と判断した管渠のこと。

- **重要路線（じゅうようろせん）**

災害対策基本法および同法に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路および避難路。

- **水質環境基準（すいしつかんきょうきじゅん）**

環境基本法に定められている、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい水質汚濁に係る基準

- **周防灘流域総計画（すおうなだりゅうそうけいかく）**

周防灘流域別下水道整備総合計画を指す。周防灘は周防灘流域総計画区域として指定されています。また、流域別下水道整備総合計画とは、環境基本法第 16 条に基づく水質環境基準の類型指定がなされている水域について、下水道法第 2 条の 2 に基づいて策定される当該水域に係る下水道整備に関する総合的な計画であり、河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質環境基準を達成維持するために必要な下水道の整備を最も効果的に実施するため、流域における個別の下水道計画の上位計画として位置付けられています。

- **ストックマネジメント（すとっくまねじめんと）**

下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

- **生物反応タンク（せいぶつはんのうたんく）**

下水に微生物を含んだ泥（活性汚泥）を混合し、微生物が下水中の有機物を分解するのに必要な空気を送りこんで攪拌し、下水中の浮遊物や有機物が微生物の働きで分解、凝集を行うタンクのこと。

- **接続率（せつぞくりつ）**

公共下水道に接続可能な区域内人口に占める実際に接続している人口の比率をいい、百分率で表します。

- ・**総量規制（そうりょうきせい）**

1978 年の水質汚濁防止法および瀬戸内海環境保全特別措置法の改正により導入されたもので、従来の排出水の汚濁濃度規制に対し、濃度×特定排出水量で求められる汚濁総量により規制する方式。

【た行】

- ・**高潮（たかしお）**

天体の動きによって起こる周期的な潮汐ではなく、強風や低気圧などの気象上の原因で潮位が高くなる現象

- ・**脱水汚泥（だっすいおでい）**

脱水汚泥は、下水処理場における沈殿処理、生物反応処理で発生する汚泥を濃縮して脱水した後に残った固形の物質。

- ・**地球温暖化（ちきゅうおんだんか）**

人間の活動により二酸化炭素等の温室効果ガスが大気中に蓄積することにより生じる気温の上昇や降水量の変化などの気象変化をいいます。

- ・**中核市（ちゅうかくし）**

政令指定都市以外で規模や能力などが比較的大きな都市について、その事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政を行うことができるようにした都市制度が中核市制度であり、下関市は中核市に位置付けられています。

- ・**潮位（ちょうい）**

ある基準面から測った海面の高さです。

- ・**潮汐（ちょうせき）**

主に他の天体の潮汐力により、天体の表面などが上下する現象である。地球の海面の潮汐である海洋潮汐・海面潮汐が広く知られている。

- ・**長寿命化計画（ちょうじゅみょうかけいかく）**

施設の老朽化により日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するため、限られた財源の中で、ライフサイクルコスト最小化の観点を踏まえ、耐震化等の機能向上も考慮した「長寿命化対策」を含めた計画的な改築を推進するための計画

- ・**T-N（ていーえぬ）**

無機性窒素および有機性窒素の総量。無機性窒素とはアンモニア性窒素・亜硝酸性窒素および硝酸性窒素を指し、有機性窒素とは、たんぱく質をはじめとする有機化合物中の窒素のこと。

- **T-P (ていーぴー)**

水中のリン化合物の総量をそのリンの量で表したものの。

- **特定環境保全公共下水道 (とくていかんきょうほぜんこうきょうげすいどう)**

公共下水道の一種であり、市街化区域外にある農村部の生活環境の改善、あるいは湖沼等の自然環境の保全を目的とするものです。

【な行】

- **内水 (ないすい)**

排水区域内において一時的に大量の降雨が生じた場合に、下水道及びその他の排水施設により河川、海域等の公共の水域に排水できず、区域内に残った雨水。

- **内水ハザードマップ (ないすいはざーどまっぷ)**

内水による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される被害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報を地図上に図示したもの。

- **農業集落排水施設 (のうぎょうしゅうらくはいすいしせつ)**

農村地域の汚水等を集約して処理する施設であり、下水道における処理場に相当するものです。なお、農業集落排水事業により建設された管路等の施設全体を指すこともあります。ほかに漁村集落、林業集落を対象としたものもあります（農林水産省所管）。

【は行】

- **バイオマス (ばいおます)**

家畜排せつ物や生ゴミ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源のこと。

- **バイオマスエネルギー (ばいおますえねるぎー)**

下水汚泥やその他の汚泥、生ごみ、家畜排せつ物、草木せん定廃材等の生物由来の有機物をエネルギー資源として利用することです。

- **排水基準 (はいすいきじゅん)**

公共用水域の水質汚濁防止のため、特定事業場から公共用水域へ排出される排水の水質について定めた基準です。

- **BOD (びーおーでいー) ; Biochemical Oxygen**

溶存酸素の存在のもとで、有機物が生物学的に分解され安定化するために要する酸素量をいい、水の汚濁状態を表す指標の一つです。

- **富栄養化 (ふえいようか)**

生物生産の小さい貧栄養湖が、流域からの栄養塩類（窒素、リンなど）の負荷によってその栄

養塩濃度を増加し、中栄養湖ならびに富栄養湖へと遷移していく過程をいいます。

- ・閉鎖性水域（へいさせいすいいき）

湖沼や内湾のように水の滞留時間が比較的長く、水の交換が行われにくい水域をいいます。

【ま行】

- ・無酸素タンク（むさんそたんく）

下水中の窒素除去のため、下水処理における生物反応タンクにおいて、活性汚泥（微生物を含んだ泥）と下水の混合液に空気を送り込まず、無酸素状態としたタンクのこと。

【や行】

- ・山口県地震被害想定調査報告書（やまぐちけんじしんひがいそうていほうこくしょ）

東南海・南海地震のほか、県内で確認されている活断層など、山口県に被害を及ぼすと予測される地震について被害想定を行い、今後の地震防災対策の基礎資料として活用することを目的として検討・作成された報告書。

今後の山口県内における地震対策についての対策地域や実施・目標の検討の基礎資料となる。

- ・有収率（ゆうしゅうりつ）

処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる有収水の割合。

【ら行】

- ・ライフサイクルコスト（LCC）

新設、維持管理、改築、処分を含めた施設の建設から廃棄までに要する生涯費用の総計。

- ・類型指定（るいけいしてい）

生活環境の保全に関する環境基準は、水質汚濁の防止を図る必要のある水域に、各水域の利用目的等に応じて定められています。類型指定は、AA、A、B、C、D、Eの6段階があり、AA類型は最もきれいな水域です。類型指定がされると、その水域には環境基準（生活環境項目）が適用されます。類型の指定は、複数県にまたがる重要な水域については国が、その他の水域については県知事が行っています。

《参考資料》

- ・下水道用語集 2000年版 (社) 日本下水道協会
- ・下水道施設計画・設計指針と解説 2001年版 (社) 日本下水道協会
- ・下水道事業の手引き 平成29年版 (株) 日本水道新聞社
- ・下水道管路施設腐食対策の手引き 平成14年3月 (社) 日本下水道協会
- ・バイオソリッド利活用基本計画(下水汚泥処理総合計画)策定マニュアル
平成16年3月 国土交通省都市・地域整備局下水道部 (社) 日本下水道協会
- ・国道交通省 HP
- ・国土交通省都市・地域整備局下水道部 社会資本整備重点計画 HP
- ・国土交通省国土技術政策総合研究所 「河川用語集」HP
- ・下水道長寿命化支援制度に関する手引き(案)平成20年4月 国土交通省都市・地域整備局下水道部
- ・「持続的な汚水処理システム構築のに向けた都道府県構想策定マニュアル」(H26.1) 国土交通省・環境省・農林水産省